

蟹江町障害者活躍推進計画

機関名	蟹江町消防本部
任命権者	蟹江町消防長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和12年 3 月31日（5 年間）
蟹江町消防本部における障害者雇用に関する課題	蟹江町消防本部は、障害者雇用率の除外職員である消防吏員等で構成されており、障害のある職員は現在在籍していない。
目標	
① 採用に関する目標	採用に関しては適用除外
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、障害者である職員の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として消防本部総務課長を選任する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 一定の合理的配慮が必要な障害者である職員が活躍できる職務の選定（既存業務の切出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規事業の創出）について随時検討する。 ○ 人事評価面談の際に、障害者である職員の職務上配慮の必要な事項や職務遂行状況、習熟状況等に応じて職務を分担できるように検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 定期的な面談等により必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4. その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。